

令和6年度ヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクトにおける
IoTを活用したみまもりサービス事業の実証に関する実施要項

1. 実施概要

(1) 実施主体

青森市

(2) 目的

青森市から、令和6年度ヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクトにおけるIoTを活用したみまもりサービス事業の実証（以下「みまもりサービスの実証」という。）に協力する団体（以下「協力団体」という。）へ無償で貸し出す医療機器等を活用し、協力団体が在宅患者や一人暮らしの高齢者など遠隔で見守りを受ける者（以下「利用者」という。）に対して、みまもりサービスを提供することにより、見守り業務の品質向上や介護従事者等の負担軽減等につながるか実証を行うもの。

(3) 取組等

① 協力団体が行う内容

(ア) 青森市から無償で貸与する医療機器及びヘルスケアデータプラットフォーム等を活用し、利用者のバイタルデータ（脈拍や血圧など）を24時間体制で確認すること。

(イ) 異常値が示された場合、利用者又は御家族等への電話若しくは訪問介護又は訪問看護、訪問診療を実施すること。

(ウ) 青森市が行うみまもりサービスの実証に関するアンケート調査に協力すること。

② 青森市から協力団体へ無償で貸与する機器等

貸与機器等名	台数	用途
(ア) Checkme Pro B ADV	10台	SpO2、脈拍、体温、心電図を測定可能
(イ) Checkme Ring	10台	SpO2、脈拍を測定可能
(ウ) 血圧計	10台	血圧を測定可能
(エ) テレビ電話	10台	協力団体と利用者のやりとりで使用
(オ) ヘルスケアデータプラットフォーム(ソフトウェア)	一式	(ア)、(イ)、(ウ)で測定したバイタルデータの確認で使用
(カ) Obniz	10台	(ア)、(イ)、(ウ)と(エ)を連携するために使用
(キ) スマートフォン(moto g32)	10台	利用者自身が過去の測定値を確認するために使用

※台数は、浪岡病院が保有する台数。選定される協力団体数に応じて、協力団体1者当たりの貸与台数は変動する。

③ 協力団体が準備、負担すること

- (ア) 利用者のバイタルデータを確認するパソコン一式
- (イ) 機器等の使用に伴い発生する電気代、通信料
- (ウ) みまもりサービスの実証に係る利用者を確保すること
- (エ) その他実証を行うに当たり、協力団体が当院及び第三者に及ぼした損害（青森市の責めに帰する理由による場合を除く）の賠償

(4) 実施期間

令和6年6月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで

2. 応募資格

みまもりサービスの実証に応募できる者は、次の要件の全てを満たす者（(1)及び(2)については、複数の協力団体が連携し、体制を確立することも可能）とする。

- (1) 青森市から無償で貸与する医療機器及びヘルスケアデータプラットフォーム等を活用し、利用者のバイタルデータを24時間遠隔で確認できる体制を確立していること。
- (2) 異常値が示された場合、以下の対応ができる体制を確立していること。
 - ① 利用者又は御家族等への電話
 - ② 訪問介護又は訪問看護、訪問診療
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 協力申込書（様式第1号）提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 協力申込書の提出期限から協力団体決定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (7) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (8) 協力団体が複数である場合は、全ての協力団体が、上記（3）から（8）までに掲げる条件を満たしていること。

3. 主なスケジュール

No.	内容	日程
(1)	実施要項等公表	令和6年4月19日(金)
(2)	質問の受付	令和6年4月19日(金)から 令和6年4月24日(水)午後5時00分まで
(3)	質問に対する回答	令和6年4月25日(木)午後5時00分まで
(4)	協力申込書等の提出期限	令和6年4月30日(火)午後5時00分まで
(5)	審査結果通知	令和6年5月10日(金)まで
(6)	医療機器等の貸与 協力団体への説明	令和6年5月13日(月)から 令和6年5月31日(金)まで
(7)	24時間遠隔みまもり サービスの実施	令和6年6月3日(月)から 令和7年2月28日(金)まで
(8)	アンケート配布	令和7年2月21日(金)
(9)	アンケート提出期限	令和7年3月7日(金)

4. 実施要項及び応募様式等の配付

青森市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/byoin-namioka/herusutekku.html>

5. みまもりサービスの実証内容に対する質問の受付

(1) 受付期限 令和6年4月24日(水)午後5時00分(必着)

(2) 提出方法

- ① 質問書(様式第2号)を用いて、電子メールにより提出すること。
- ② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
namioka_hp@city.aomori.aomori.jp(青森市立浪岡病院事務局)
- ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

- ① 質問に対する回答は令和6年4月25日(木)午後5時00分までに、協力申込書を提出した全ての者に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。
- ② ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6. みまもりサービスの実証への協力申込

(1) 提出書類

- ① 協力申込書(様式第1号) 1部
- ② 会社概要等(パンフレット、現在のサービス提供状況(契約者数)が分かる資料など。)

- ③ 24時間体制で、みまもりサービスの実証を実施可能であることが分かるもの
(例)・定期巡回型随時対応型訪問介護看護の指定を受けている事業所の場合
当該事業所が定期巡回型随時対応型訪問介護看護の指定を受けていることがわかる書類等
・訪問看護ステーション及び医療機関の場合
当該事業所等が緊急時訪問介護加算又は24時間対応体制加算の届け出をしていることがわかる書類等

⑤ 令和6年4月1日現在の従業員名簿

- (2) 提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時00分まで(必着)
(3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること)
(4) 提出先 10の「問い合わせ及び書類提出先」

7. みまもりサービスの実証への協力辞退

- (1) 協力申込書(様式第1号)の提出後にみまもりサービスの実証への協力を辞退するときは、協力辞退届(様式第3号)を提出しなければならない。
(2) 提出期限 令和6年5月1日(水)午後5時00分まで(必着)
(3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること)
(4) 提出先 10の「問い合わせ及び書類提出先」
(5) 協力辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

8. 選定方法等

選定に当たっては、提出書類、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、最大10者の協力団体を決定。結果は応募者すべてに通知。

- ※ 審査の経緯は公表しない。
- ※ 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

9. 協定書の締結

協力団体の決定後、青森市と協力団体は、みまもりサービスの実証に係る実施内容等について協定書を取り交わすものとする。

10. 問合せ及び書類提出先

青森市立浪岡病院事務局 地域医療連携チーム

〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字平野180

TEL: 0172-62-3111 FAX: 0172-62-3115

※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日及び日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。